

## 電子処方箋の円滑な運用に関する検討会開催要領

### 1. 開催趣旨

電子処方箋については、平成 28 年 3 月 31 日に「電子処方せんの運用ガイドライン」を策定、公表したところである。

オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、平成 28 年に策定した「電子処方せんの運用ガイドライン」を改定し、電子処方箋の円滑な運用を検討するため、検討会を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 「電子処方せんの運用ガイドライン」の改定に関する事項
- (2) その他

### 3. 構成員

- (1) 検討会は、別添の構成員により構成する。
- (2) 作業班を座長に置き、構成員の互選によってこれを定める。座長は会務を総括し、検討会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

### 4. 検討会の運営等

- (1) 検討会は、医薬・生活衛生局長が、関係局等の協力を得つつ、構成員の参集を求め開催する。検討会においては、必要に応じて作業班を設置する等、効率的に検討を進めることとする。
- (2) 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等は非公開とする。
- (4) 検討会の庶務は、医薬・生活衛生局総務課が行う。
- (5) その他、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が検討会の了承を得て、その取扱いを定める。